

バーゼル川の初歩 第4回

2014年7月3日 全2頁

バーゼル II ではどのような見直しが された?

金融調査部 主任研究員 鈴木 利光



このシリーズでは、バーゼルⅢの仕組みを、可能な限りわかりやすく説明します。第4回は、バーゼルⅡの骨格を解説します。

1 バーゼル | の限界 ~ バーゼル ||へ

バーゼルIでは、リスク把握が大まか過ぎたため、銀行の取引行動に歪みが生じる例が発生していました。例えば、企業への貸出には、その企業の信用力に関係なく一律 100%のリスク・ウェイトが適用されていました。銀行内部のリスク管理手法が発展を遂げていく中、バーゼルIはリスク管理の実務に充分に対応できなくなっていきました。

そこで、バーゼル委は、1998 年以後、バーゼル I の大改編、すなわちバーゼル II の検討を始めました。 バーゼル II は 2004 年に合意され、わが国では 2007 年 3 月末から適用が始まりました。

2 バーゼルII:見直しの骨格

バーゼルⅡで大きなメスが入ったのは、資本の積み上げ(資本賦課)によりカバーする対象となる リスク、すなわち自己資本比率の計算式の分母です。

リスク感応度の向上(信用リスク把握の精緻化)、オペレーショナル・リスク(事務事故や不正行為等によって損失が発生するリスク)に対する資本賦課の導入(図表 1 参照)、銀行の内部格付の活用、リスク管理を高度化していくインセンティブの付与(高度な手法を採用するほど所要自己資本額が低くなる仕組みの導入)がそれにあたります。

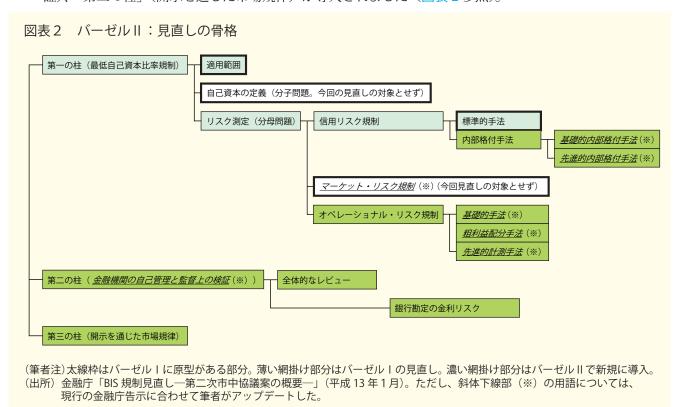
図表 1 バーゼルⅡ:自己資本比率の算出方法

Tier1 (株主資本) + Tier2 (劣後債、有価証券含み益等) + Tier3 (短期劣後債) 信用リスク + マーケット・リスク + オペレーショナル・リスク

(出所) 金融庁資料等を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

自己資本比率を算出するうえで算入可能な「自己資本」、すなわち図表1の分子には変更がありませんでした。

また、銀行の自己責任及び市場規律を重視すべく、「第二の柱」(金融機関の自己管理と監督上の検証)、「第三の柱」(開示を通じた市場規律)が導入されました(図表2参照)。



3 バーゼルII:信用リスク計測の精緻化

バーゼルⅡにおける最大のインパクトは、信用リスク計測の精緻化です。

具体的には、バーゼルⅡは、信用リスクの計測方法を、従来のバーゼルⅠの一部修正である「標準的手法」と、銀行内部のリスク管理手法の要素を取り入れた「内部格付手法」の選択制としたのです(図表2参照)。

以上

次回(第5回)は、バーゼルIIにおける信用リスク計測の精緻化の内容を解説します。

